

令和6年5月30日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時

- (1) 期日 令和6年5月30日(木)
- (2) 開会 午後0時14分
- (3) 散会 午後0時29分

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

渡辺久治委員長、川畑二美副委員長、高崎良二委員、
川原慎一委員、木下孝行委員、山田勝委員、
仮屋園一徳委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹

6 会議に付した事件

- (1) 陳情第3号 現行の健康保険証の存続に関する陳情
- (2) 陳情第4号 少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度負担率の
引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る関係機関への意見書を求める陳情

7 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○ 陳情第3号 現行の健康保険証の存続に関する陳情

渡辺久治委員長

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、陳情第3号、現行の健康保険証の存続に関する陳情及び陳情第4号、少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る国の関係機関への意見書を求める陳情の2件です。

この2件の審査は、会期日程のとおり6月6日と7日に行う予定ですが、この予定日に開催する委員会において審査方法を協議し、参考人招致を決定した場合、参考人との日程調整の期間が取れないことから、会期日程のとおり審査を行うことが難しくなると思われ

ます。したがって、あらかじめ、参考人招致の要否などについて協議していただき、必要と決定された場合、会期内にその審査ができるように調整しようと考えています。

よって、本日は、会期日程で予定しておりませんが、委員会を円滑に進行するために、これらについて、協議していただきます。

まず、陳情3号を議題とします。

この陳情の審査において、陳情者に対し参考人として出席を求める必要があるかどうか、皆様の御意見をお伺いいたします。

御意見ございませんか。

木下孝行委員

陳情第3号に関しては、参考人を呼ばなくても、この陳情の趣旨で十分理解ができると思います。

あとは、所管課を呼んで、この陳情に関しての所管課の考え方を聞いて判断してもいいのかなと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

川畑二美委員

私は、やはり、陳情を出される限りで陳情者を呼んだほうがいいと思います。

なぜかという、やはりマイナンバーカードについては、なかなか、今、厳しい状態ですので、ぜひこの陳情者の意向を、やっぱり受けて、ぜひ出席して、お聞きしたいと思います。

山田勝委員

陳情者の意向は呼ばなくてもいいということではなかったの。

渡辺久治委員長

そういうことは、私は聞いておりません。

〔発言する者あり〕

ほかに意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺久治委員長

陳情者を参考人として出席を求めることについて賛否両方の御意見があります。
この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時17分～午後0時22分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

陳情者を参考人として出席を求め、求めることについて挙手により決定します。

出席を求めることについて賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数と認め、陳情者を参考人として出席は求めないことに決しました。

続きまして、この陳情の審査において、所管課に対し出席を求め、質疑を行う必要があるかどうか、皆様の御意見をお伺いします。

川原慎一委員

先ほど休憩中にも言いましたが、所管課を呼んで、現状、また、これから先のことも判断したいと思っておりますので、所管課に来ていただいてしっかり説明していただきたいと思っております。

[「賛成です」と呼ぶ者あり]

渡辺久治委員長

その意見のみですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

はい、分かりました。

所管課に出席を求める必要があるとの御意見がありましたので、出席を求めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

所管課には次の委員会を開催するときに出席を求めます。

○ 陳情第4号 少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る関係機関への意見書を求める陳情

渡辺久治委員長

それでは、陳情第4号を議題とします。

この陳情の審査において、陳情者に対し参考人として出席を求める必要があるかどうか、皆様の御意見をお伺いします。

御意見をどうぞ。

川畑二美委員

私は、やはり、阿久根の方でもあるし、毎年出してるんじゃないかっておっしゃるかもしれないんですけど、やっぱり陳情者を呼んでいただきたいと思っております。

川原慎一委員

私は、陳情者ともちょっとお話をしてお話をして趣旨等も聞いたんですけども、必要があれば来ていただいてもいいんだよという話を御本人にもしましたけど、いや、そこまではと。

毎年出しておりますし、趣旨については以前から変わらないですので、そこを含めて、

私は必要ないかなと思いました。

木下孝行委員

私も今の川原委員の意見に賛成です。

この陳情は、ほぼ毎年同じような内容で提出されている陳情であって、今年、幾分か変わったところが、小学校がなくなって高校が入っているということで、そこがちょっと違うところがございますけど、内容自体は一緒でありますので、今までも陳情者を呼ばずに委員会をしてきています。今回も別に呼ばなくてもいいんじゃないかと思っております。

渡辺久治委員長

陳情者を参考人として出席を求めることについて、要否両方の御意見があります。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後0時26分～午後0時27分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

陳情書を参考人として出席を求めることについて、挙手により決定します。

出席を求めることについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数と認め、陳情者を参考人として出席を求めないことに決しました。

続きまして、この陳情の審査において、所管課に対し出席を求め、質疑を行う必要があるかどうか、皆様の御意見を伺います。

御意見ありませんか。

木下孝行委員

ぜひ所管課を呼んで、質疑をするべきだろうと思います。

内容について先ほど言いましたけども、小学校がなくなり、新しく高等学校というような記載になっておりますので、そこらも含めて、執行部の所管課の考え方もちょっと聞きたいと思いますので、ぜひ、執行部を呼んでの審査をお願いします。

渡辺久治委員長

今、出席を求めたいという意見がありましたが、それ以外の意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

所管課に出席を求める必要があるとの御意見がありましたので出席を求めることとしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

所管課には次の委員会を開催したときに出席を求めます。

以上で、本日の総務文教委員会を散会します。

(散会 午後0時29分)

総務文教委員会委員長 渡 辺 久 治